

判決年月日	平成 2 4 年 3 月 5 日	担当 部	知的財産高等裁判所 第 2 部
事 件 番 号	平成 2 3 年（行ケ）第 1 0 2 3 7 号		
○ 名称を「歯車ポンプまたはモータ」とする発明に係る特許について，進歩性を欠くとの理由で拒絶査定不服審判請求を成り立たないとした審決を取り消した事例			

（関連条文）特許法 2 9 条 2 項

1 事案の概要

原告は，平成 1 6 年 5 月 1 9 日，名称を「歯車ポンプまたはモータ」とする発明につき，特許出願をした（特願 2 0 0 4－1 4 8 6 1 9 号）が，拒絶査定を受けたので，特許庁に対して不服審判請求をした（不服 2 0 0 9－2 5 2 5 0 号）。特許庁は，平成 2 3 年 6 月 1 5 日，本願発明は進歩性を欠くとの理由で，「本件審判の請求は，成り立たない。」との審決をしたので，原告がこの審決の取消しを求めたのが本件訴訟である。

2 裁判所の判断

裁判所は，審決がした引用発明（実願昭 5 8－1 5 2 7 0 5 号のマイクロフィルム）の認定等には誤りはないとしたものの，主として次のとおり判示して，審決がした容易想到性判断には誤りがあるとし，審決を取り消した。

本願発明のガスケットの「Rをとっている部位」や「凹欠」が果たす機能と引用発明のガスケットの突状部 1 7 等が果たす機能の違いに照らせば，引用発明ではガスケットと可動側板との間の隙間 1 0 が可動側板の溝底隅の曲面状の部位（Rをとっている部位）にまで及ぶことが予定されていない。また，引用発明のガスケットが可動側板の溝の底面から離れるようにすると，ガスケットが上記溝の低圧側側面を超えてはみ出すおそれが生じ，はみ出し防止機能に反するし，引用発明では，可動側板の溝底の隅部付近でガスケットが可動側板を歯車端面に向かって押し付ける力を得る必要があるとはいえない。そうすると，引用発明のガスケットと可動側板の構成を，可動側板の溝の低圧側側面と底面が成す曲面状の隅部にまで作動液が侵入して可動側板の圧力バランスをとることができるよう，ガスケットと可動側板との間の隙間 1 0 が上記の曲面状の部位（Rをとっている部位）にまで及ぶように改めることは，突条部 1 7 の機能を害し，またガスケットの低圧側へのはみ出しを防止するという技術的思想に反するから，当業者において相違点 2 に係る構成に容易に想到することはできない。

本願発明にいう「凹欠」も，相違点 2 にいうガスケットと可動側板の構成を前提とするものであるから，相違点 1 は実質的なもので，当業者において相違点 1 に係る構成に容易に想到することはできない。